

福祉用具貸与重要事項説明書

(介護予防福祉用具貸与共通)

[2020年7月1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 桜十字
代表者役職・氏名	代表取締役 梶 正登
本社所在地・電話番号	熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号 TEL：096-378-1111 FAX：096-378-1119
法人設立年月日	昭和57年8月19日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名称	Let's レンタ！
管理者氏名	加納 由博
事業所番号	4370114268
所在地	〒860-0085 熊本県熊本市北区高平3丁目42-3
電話番号・FAX番号	TEL：096-273-6948 FAX：096-273-6956
通常の事業の実施地域	熊本県全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（要支援）の利用者の状況に応じた適切な（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供することにより、生活機能の維持または向上を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営いたします。 1 利用者が要介護（要支援）状態になった場合であっても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、配慮して行うものとします。 2 利用者が要介護（要支援）状態になった場合、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供されるよう、配慮して行うものとします。 3 利用者の意思人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを心がけます。 4 市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。 5 正当な理由なく（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供を拒むことはありません。 6 本事業所は、常に自己評価を行い、介護技術の進歩に対応しながら、サービスの質の向上に努めます。 7 居宅介護支援事業者等との密接な連携を図ります。

(3) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を含む）
営業時間	午前9時00分から午後18時00分まで

(4) 事業所の職員体制

管理者		加納 由博
職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
福祉用具専門相談員	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 2 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ます。 3 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 4 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 5 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。 6 居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも6月に1回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとします。	常勤 2名以上

3 取扱種目

取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づくいかのものとなります。

- ① 車いす
- ② 車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換機
- ⑦ 認知症老人徘徊感知器
- ⑧ 移動用リフト
- ⑨ 手すり
- ⑩ 歩行器
- ⑪ 歩行補助つえ
- ⑫ スロープ

但し、①～⑧は、特別に使用の必要性が認められた方以外の軽度者（要支援1・2、要介護1）には貸与できません。

4 利用料金

(1) 利用料金

指定（介護予防）福祉用具貸与を提供した場合の利用料は別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定（介護予防）福祉用具貸与が法定受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合の額となります。なお、レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりです。

1. 契約の開始日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
2. 契約の開始日とその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
3. 契約の終了日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
4. 契約の終了日とその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額

(2) 特別な運搬にかかる費用

搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収させていただきます。

ただし、実費の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとします。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

(1) 請求方法

利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。請求書は利用月の翌月15日頃にご指定の送付先へ郵送します。

(2) 支払い方法等

サービス提供月の翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）、指定口座より自動振替となります。お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業所のスタッフがお伺いします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

1. 専門相談員は福祉用具貸与計画を作成し、利用者等の状態に応じ、相談に応じながら適切な福祉用具の選定を援助し、同意を得ます。
2. 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行います。
3. 専門相談員が利用者等の状態に応じ調整等を行い、使用方法、使用上の留意点、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で使用方法の指導を行います。
4. 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。

(2) サービスの終了

1. ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。
2. 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
3. 以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ① ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ② 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ ご利用者様が亡くなられた場合
4. ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のスタッフに対して本契約を 継続し難い背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 福祉用具の衛生管理と保管について

福祉用具の消毒及び保管は日建リース工業株式会社に委託しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

1. 管理者及び専門相談員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者様又はそのご家族様の秘密は漏らしません。
2. サービス担当者会議等において利用者様やご家族様の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

9 事故発生時の対応

利用者に対する（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	介護賠償責任保険ウォームハート
保障の概要	損害事故・賠償事故に対応する

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 加納 由博
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 衛生管理等

(1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

3. 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

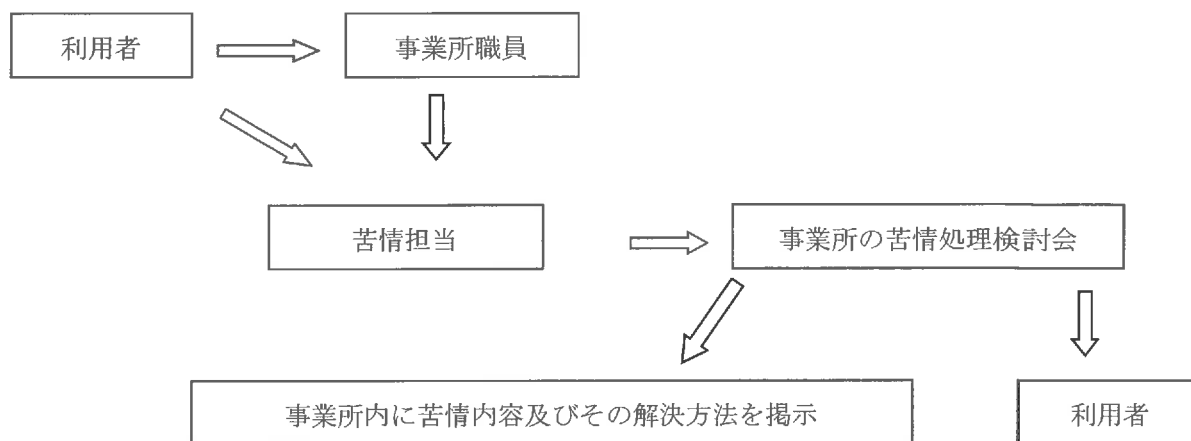
1.3 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した（介護予防）福祉用具貸与サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【苦情処理フロー】



(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	相談担当者 管理者 加納 由博 相談窓口 TEL：096-273-6948 受付時間 9時00分から18時00分 (ただし要望により、上記時間帯以外も対応)
市町村の窓口	熊本市介護保険課介護事業指導室 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL：096-328-2793
公的団体の窓口	熊本県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談窓口 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本縣市町村自治会館3階 TEL：096-214-1101

(介護予防)福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	熊本県熊本市北区高平 3 丁目 42-3
	法人名	株式会社 桜十字 ®
	事業所名	Let' s レンタ!
	代表者名	代表取締役 梶 正登
	説明者氏名	加納 由博

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人 (続柄：)	住所	
	氏名	